

今回の工事看板に関する改定に伴う Q&A

Q 1 工事看板の改定は、いつから行われますか。

A 1 平成29年4月1日以降に入札公告等を行う工事が対象となります。ただし、当面の間は移行期間として、旧基準の工事看板も可とします。

Q 2 平成28年3月31日以前から設置している看板はどうすればよいでしょうか。

A 2 新看板にわざわざ更新する必要はありませんが、新たに看板を追加する場合は、可能な限り新様式の看板の作成をお願いします。

Q 3 新看板はどのような内容になるのでしょうか。

A 3 市民の方々に、公共工事に対する理解を深めていただくため、工事の内容をわかりやすい表現で記載するようリニューアルしました。また、建設工場の魅力向上を図るため、「ミコロ、ハコロ」のイラストを活用することとしました。

Q 4 「ミコロ、ハコロ」を看板に入れるのは、必須なのでしょうか。

A 4 「ミコロ、ハコロ」が入った看板は、必須ではありません。建設工事の魅力向上のため、工事看板に活用することとしておりますので、ご協力をお願いします。

Q 5 新看板設置には費用がかかりますが、設計計上されていますか。

A 5 メッセージや工事内容を記載する部分については、通常の共通仮設費率において計上されています。なお、「ミコロ、ハコロ」のイラスト費用については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、設計計上は行いません。

Q 6 「ミコロ、ハコロ」の活用は、工事成績でのイメージアップの対象となりますか。

A 6 「ミコロ、ハコロ」のイラスト挿入については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、工事成績評定への加点等はありません。

Q 7 「ミコロ、ハコロ」が入った看板を作るには、どのような手続が必要でしょうか。

A 7 「ミコロ、ハコロ」のデザインを使用する場合は、所定の手続きを行う必要があります。岡山市広報広聴課へ手続が必要です。（申請方法等は下記のホームページを参照下さい）。費用はかかりません。

【 http://www.city.okayama.jp/hishokouhou/hishokouhou/hishokouhou_00074.html 】

Q 8 工事看板のメッセージは、必ず「別添-3 工事看板標示例」に示されているものから選ばなければならないのでしょうか。

A 8 標示例を限定するものではありませんので、必要に応じて監督員と協議してください。